

東京都 昭島市

こどもに関する各種データ  
の連携による支援実証事業  
計画書

2022年5月9日

# 1 公募団体について

	項目	内容
(1)	公募団体名	東京都昭島市
(2)	公募団体代表者氏名	東京都昭島市長 臼井 伸介
(3)	公募団体担当者名	総務部 デジタル戦略担当

#### (4) システム導入状況

分類	システム
住民記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住記情報</li> </ul>
税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人住民税</li> <li>・ 固定資産税</li> <li>・ 国民健康保険税</li> <li>・ 収納/滞納</li> </ul>
児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童手当</li> <li>・ 児童育成手当</li> <li>・ 児童扶養手当</li> <li>・ 乳幼児医療費助成</li> <li>・ 母子父子福祉資金貸付</li> <li>・ 女性福祉資金貸付</li> <li>・ 幼稚園</li> <li>・ 子ども子育て支援（保育 / 学童）</li> <li>・ 子ども子育て補足給付</li> <li>・ 学齢簿・就学援助</li> <li>・ ひとり親相談</li> </ul>
障害福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手帳情報</li> <li>・ 特別児童扶養手当</li> <li>・ 障害児福祉手当</li> <li>・ 重度心身障害者手当</li> <li>・ 心身障害者福祉手当</li> <li>・ 心身障害者医療費助成</li> <li>・ 心身障害者（児）ガソリン費助成</li> <li>・ 心身障害者（児）タクシー利用券</li> <li>・ 心身障害者（児）補装具給付</li> <li>・ 身体障害者等移送サービス</li> <li>・ 障害者総合支援</li> <li>・ 通院公費医療費</li> <li>・ 特殊疾病患者福祉手当</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成人健診 / 成人保健</li> <li>・ 子ども健診 / 母子保健</li> <li>・ 予防接種</li> </ul>
生活保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護</li> </ul>
校務支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校務支援</li> </ul>

## 2 事業の実施計画

### (1) 実証事業に参加する理由

本市において、令和2年3月に策定した「第2期昭島市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念ある

## すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島

を実現するため、その施策の1つに「要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進」を定めている。

計画に記載しているほとんどの施策は、当事者や関係者が本市及び関係機関へ直接来庁し相談や通報することを前提としている。したがって、実際に相談や通報のあった家庭や子どもを救済する仕組みは整っているものの、真に支援を必要としている家庭を見つけ出す仕組みは整っていないのが現状である。

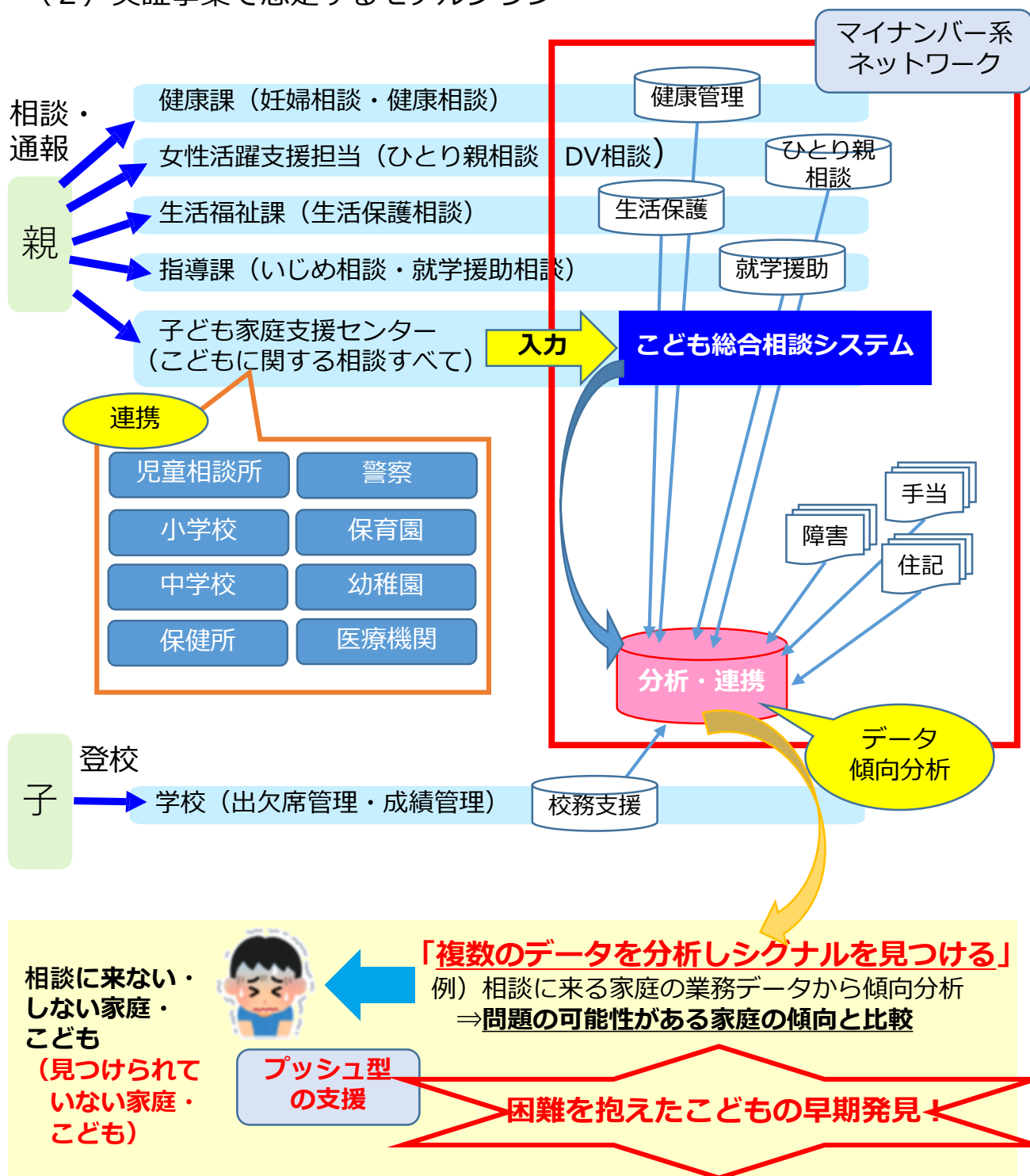
貧困・虐待・不登校・いじめなど困難を抱えた子どもやその家庭の実態把握は難しいことから、真に支援が必要な家庭に支援が行き届いていないのが現状である。したがって、まずは「真に支援が必要な家庭等を見つけ出す仕組み」を整えるのが喫緊の課題である。

この仕組みを構築することで真に支援を必要としているこどもの発見が可能となり、「児童の権利に関する条約」で定められている「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利を守れる体制が確立できるものとする。

今回の実証事業では、子どもと子育て家庭に関するあらゆる相談への対応を可能にするため、専門機関と連携している「子ども家庭支援センター」を中核に据え、各部署で保有しているデータを横断的に連携し有効活用するための知見を蓄積する。なお、将来的には集積したデータをAI等により分析することで、真に支援が必要なこどもの早期発見・早期支援につなげていきたい。

**市民からのアプローチを待つのではなく、自治体が支援を必要とする市民に自らアプローチを可能とする仕組みを整える**

## (2) 実証事業で想定するモデルプラン



こどもの支援の核である「子ども家庭支援センター」は様々な機関と連携しており、情報がすべて集まることから、子ども家庭支援センターに「こども総合相談システム」を導入し、他機関のデータを一元管理する仕組みを構築する。

なお、既存のシステムから情報（住記・手当・生保情報等）をデータ連携させることで、分析のためのデータを集積する。

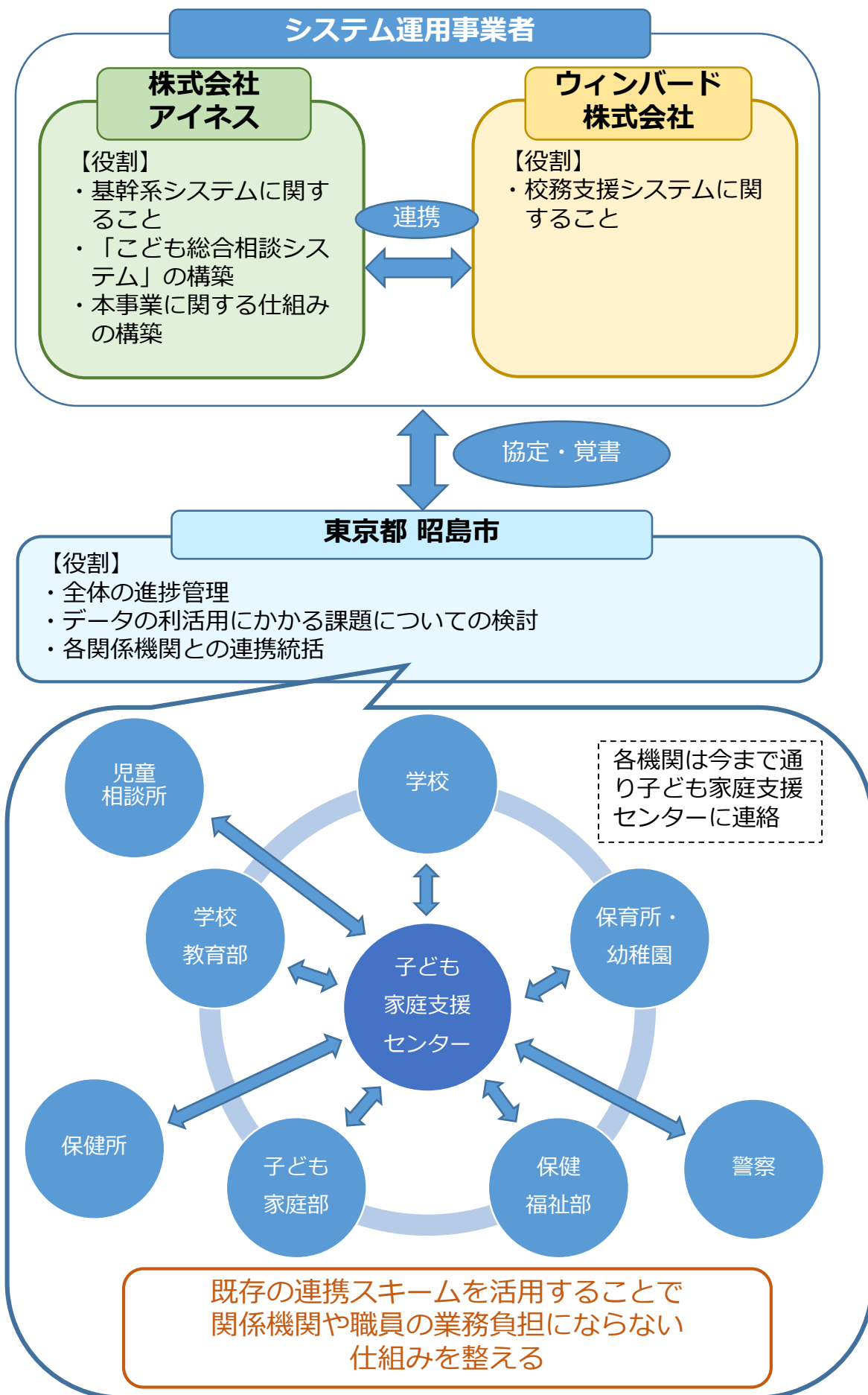
これらのデータを分析することで、傾向を把握し、困難を抱えたこどもの早期発見につなげる。

### (3) 実証事業で連携するデータ項目

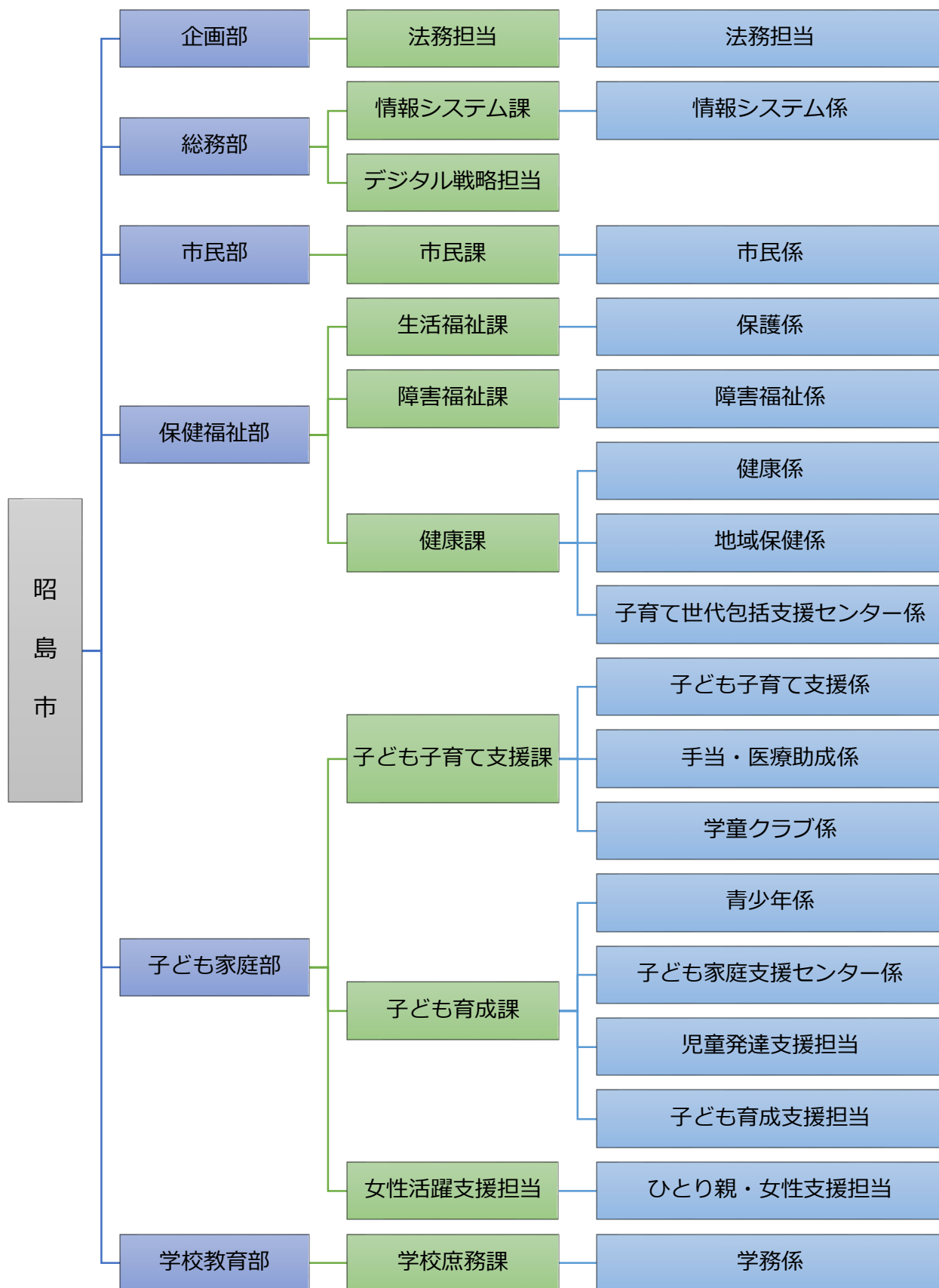
※現段階ではあくまでも連携予定データ項目であり、利用の可否については本実証事業の中で検討していく

システム	データ項目
住民記録システム	<ul style="list-style-type: none"><li>・世帯情報</li></ul>
子ども子育て支援システム	<ul style="list-style-type: none"><li>・保育所・学童入所状況</li><li>・幼稚園情報</li></ul>
手当・医療システム	<ul style="list-style-type: none"><li>・こどもに関する各手当の受給状況</li><li>・こどもに関する医療費助成情報</li></ul>
学齢簿・就学援助システム	<ul style="list-style-type: none"><li>・就学援助利用情報</li><li>・学校情報</li></ul>
障害福祉システム	<ul style="list-style-type: none"><li>・障害に関する各手当の受給状況</li><li>・障害手帳情報</li><li>・障害に関する医療費助成情報</li></ul>
健康管理システム	<ul style="list-style-type: none"><li>・妊婦情報</li><li>・健診情報</li><li>・相談情報</li></ul>
生活保護システム	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護受給状況</li></ul>
校務支援システム	<ul style="list-style-type: none"><li>・出席状況</li><li>・成績情報</li></ul>
こども相談総合システム（新設）	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談情報</li><li>・庁内連携機関からの情報</li><li>・警察からの情報</li><li>・児童相談所からの情報</li><li>・学校からの情報</li><li>・保育所からの情報</li><li>・幼稚園からの情報</li><li>・保健所からの情報</li></ul>

# 実証事業でデータ連携する関係機関と役割



(5) 実証事業でデータ連携する関係部署及び体制 (昭島市)





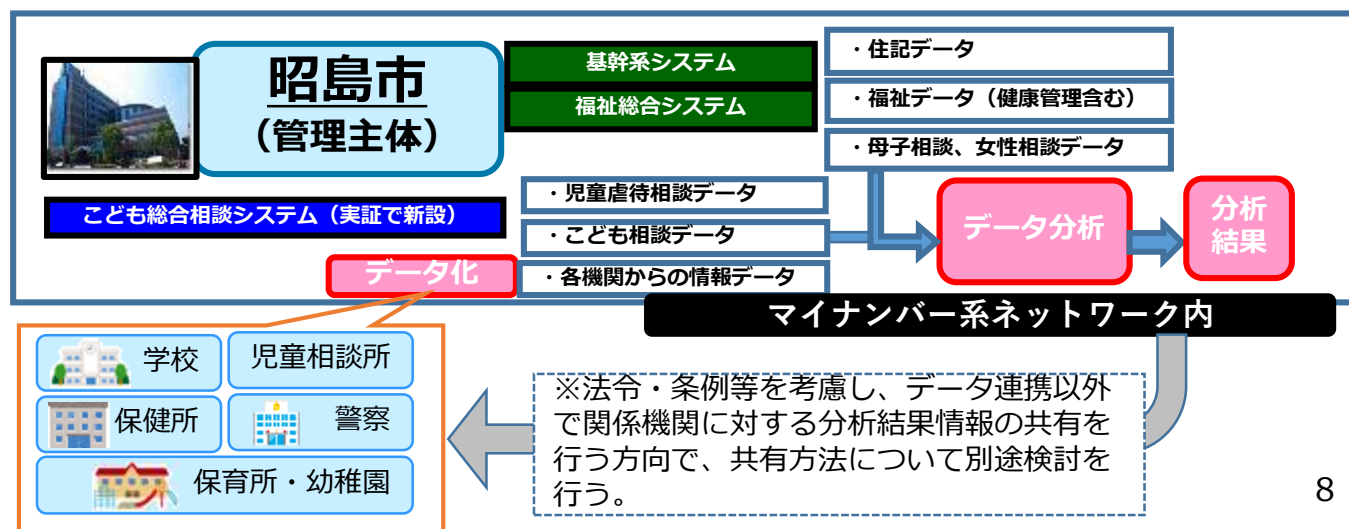
## (6) 実証事業で連携するデータの取得方法及び管理主体

### ①データ取得方法

- ・ 児童相談所、保育所、学校におけるこどもや家庭に関する情報を、連絡により市側で聞き取った内容を、新たに構築するこども総合相談システム（児童虐待相談、その他こども相談）にて、データとして登録し、一元管理する。
- ・ 現在、データ化されていない子ども家庭支援センターにおける0歳から18歳までの相談業務の情報について、現行のExcel管理からシステム化を行うことで、こどもID(仮称)により一元管理し、共有・分析できる仕組みを構築する。
- ・ 本事業の取り扱いデータは個人情報であることからマイナンバー系ネットワーク内でのデータ管理に限定する。
- ・ 学校の校務支援システムで管理するデータは本人同意の有無、条例規則等の課題を検討したうえで、CSVデータを抽出し、分析・連携基盤にデータ格納する。
- ・ 現行の自治体内の情報を有効活用し、支援が必要なこども・家庭を早期発見し、情報共有・分析を行うための機能、分析手法、及び今後の運用方法の検証を行う。
- ・ データは、分析の精度向上を考慮し、法令・条例・規定などを前提として目的外利用の範囲内においては、実データの利用を検討する。ただし、目的外利用の範囲外において、実データの利用が困難な場合は、実データを個人特定ができないデータに加工の上、検証を行うものとする。

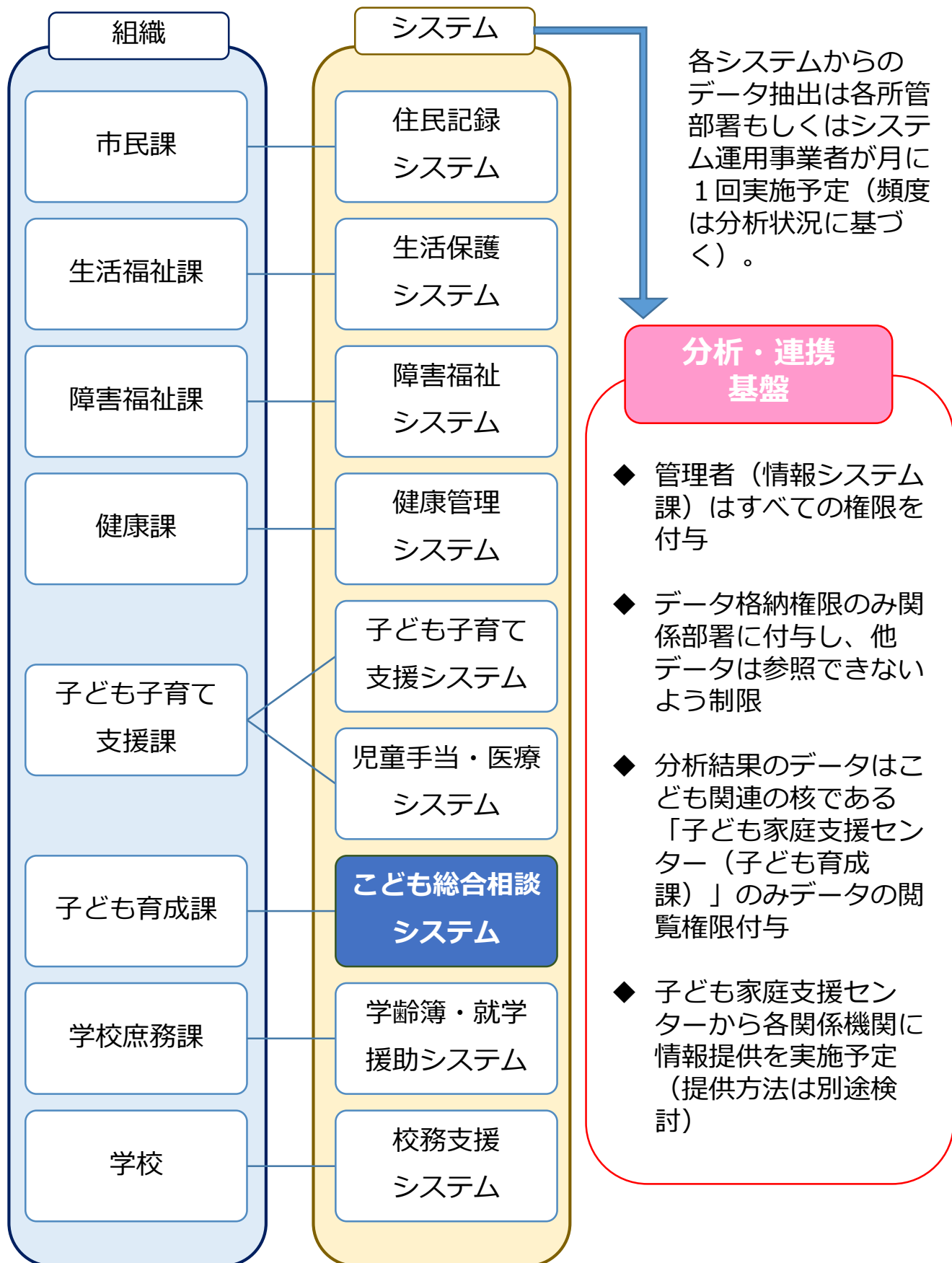
### ②管理主体

- ・ データ管理の主体は、昭島市情報システム課が行う。
- ・ データの入力、必要に応じたデータの生成、その他取得については、昭島市における各関係部署が行うものとする。
- ・ 管理主体の監督下において、システムの構築、データの分析を含めて、システム、データ分析に関する各種作業は、原則、システム運用事業者にて実施するものとして、管理主体がその作業を補完するものとする。

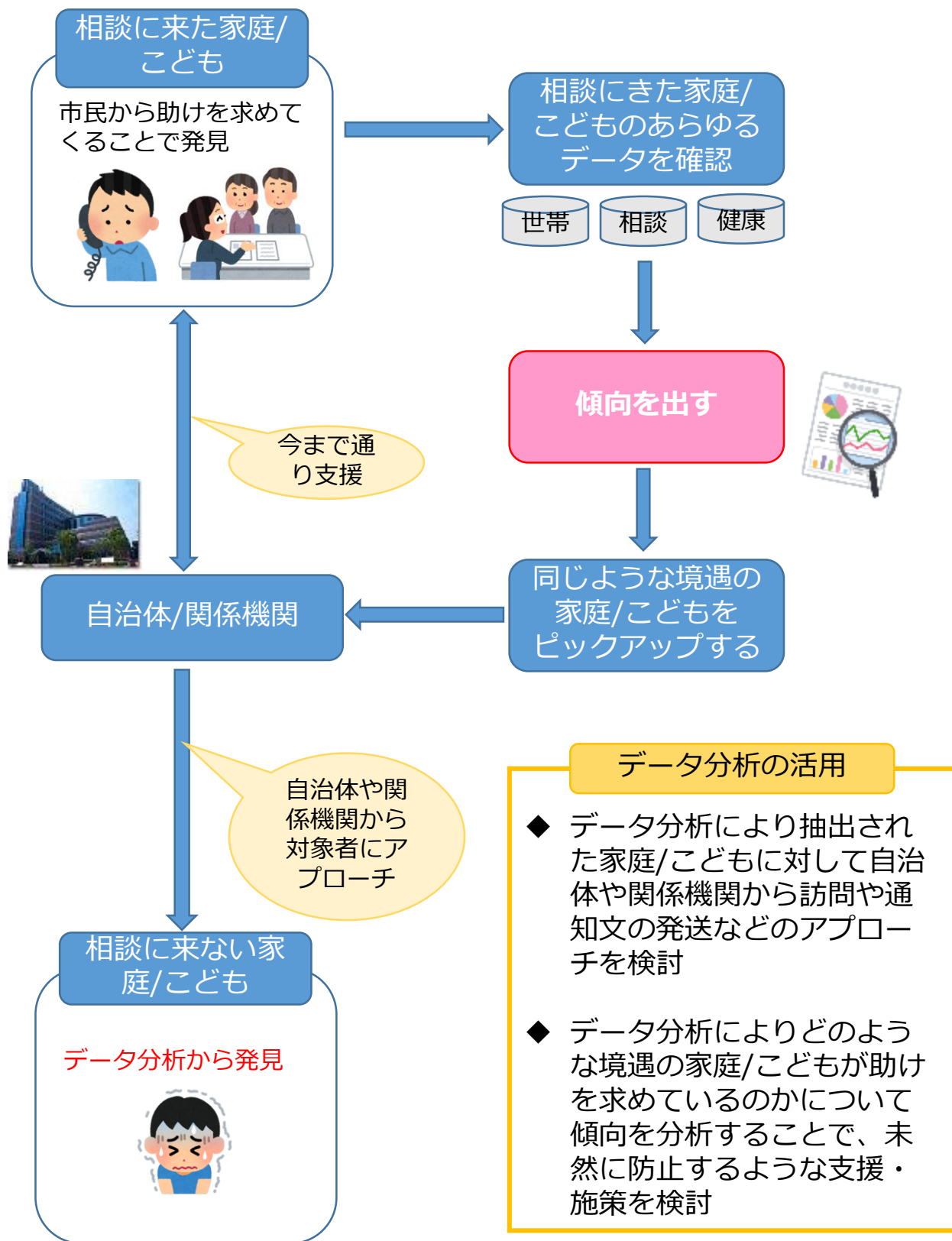


## (7) 実証事業で連携するデータの流通と制御

各システム権限は既存のまま管理者と各所管部署のみアクセス権限を付与する。

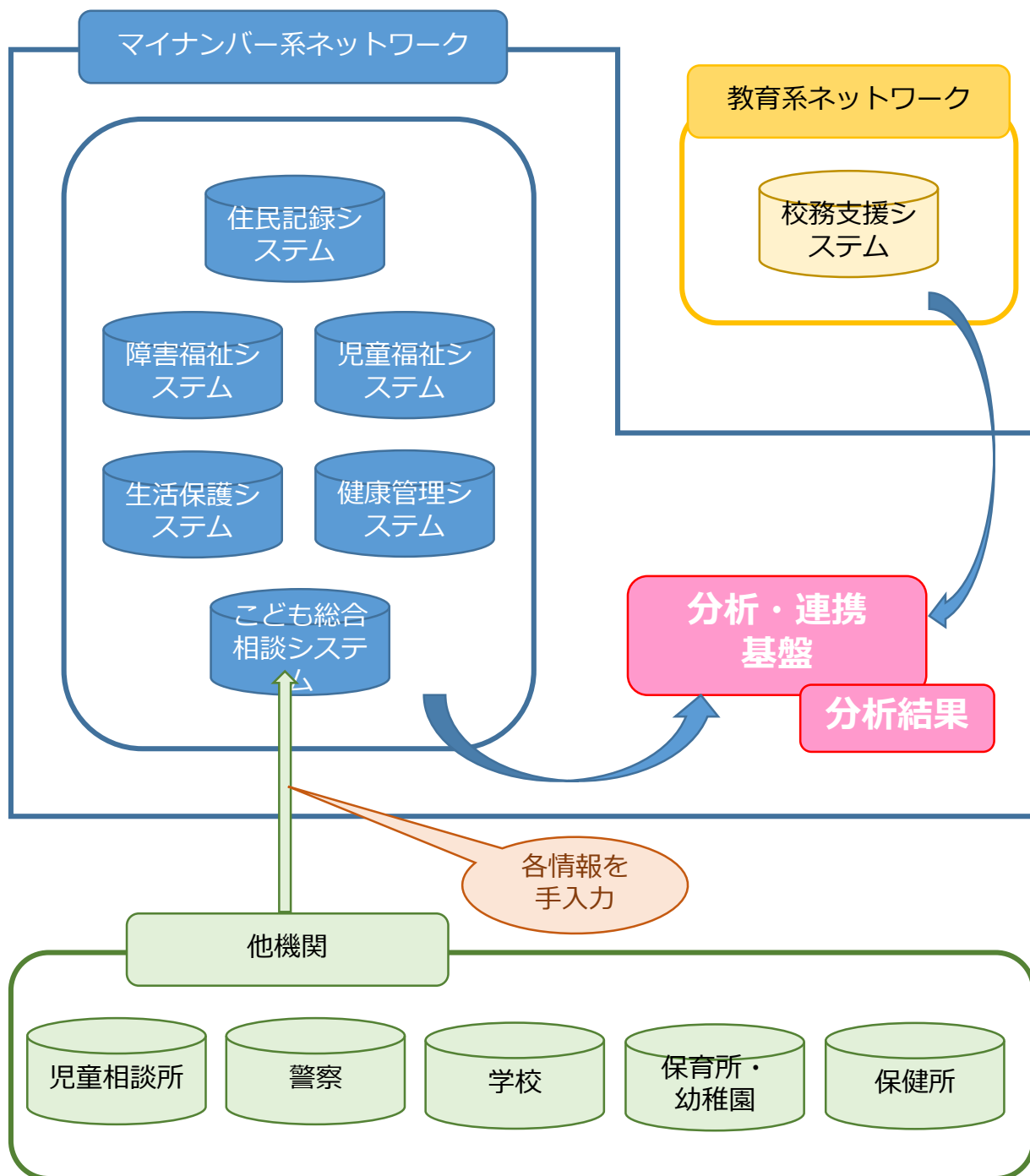


## (8) 実証事業で連携するデータの支援事業への活用方法



### (9) 実証事業で連携するシステムの構成図

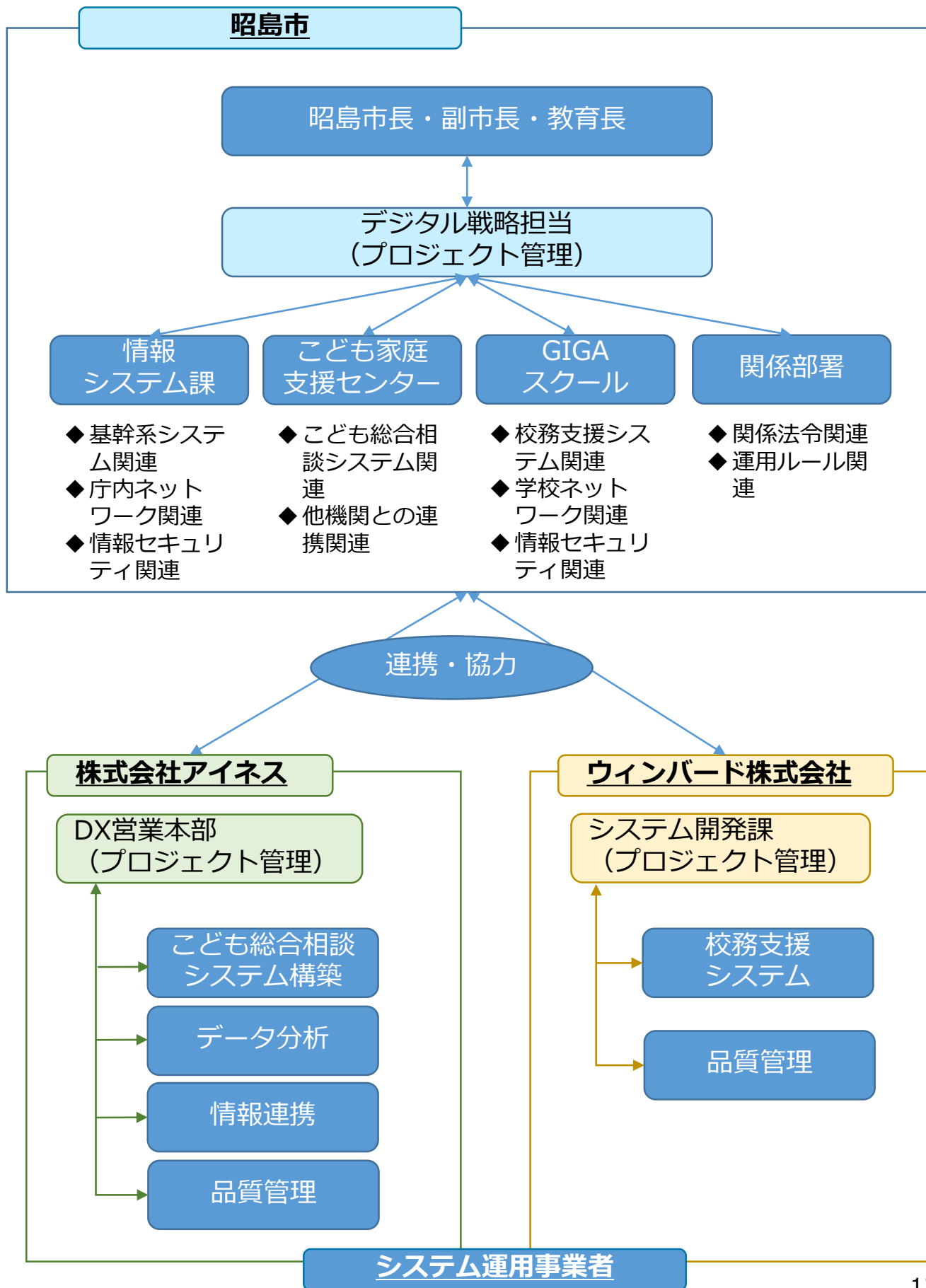
「マイナンバー系ネットワーク」内での管理とすることでセキュリティを確保。



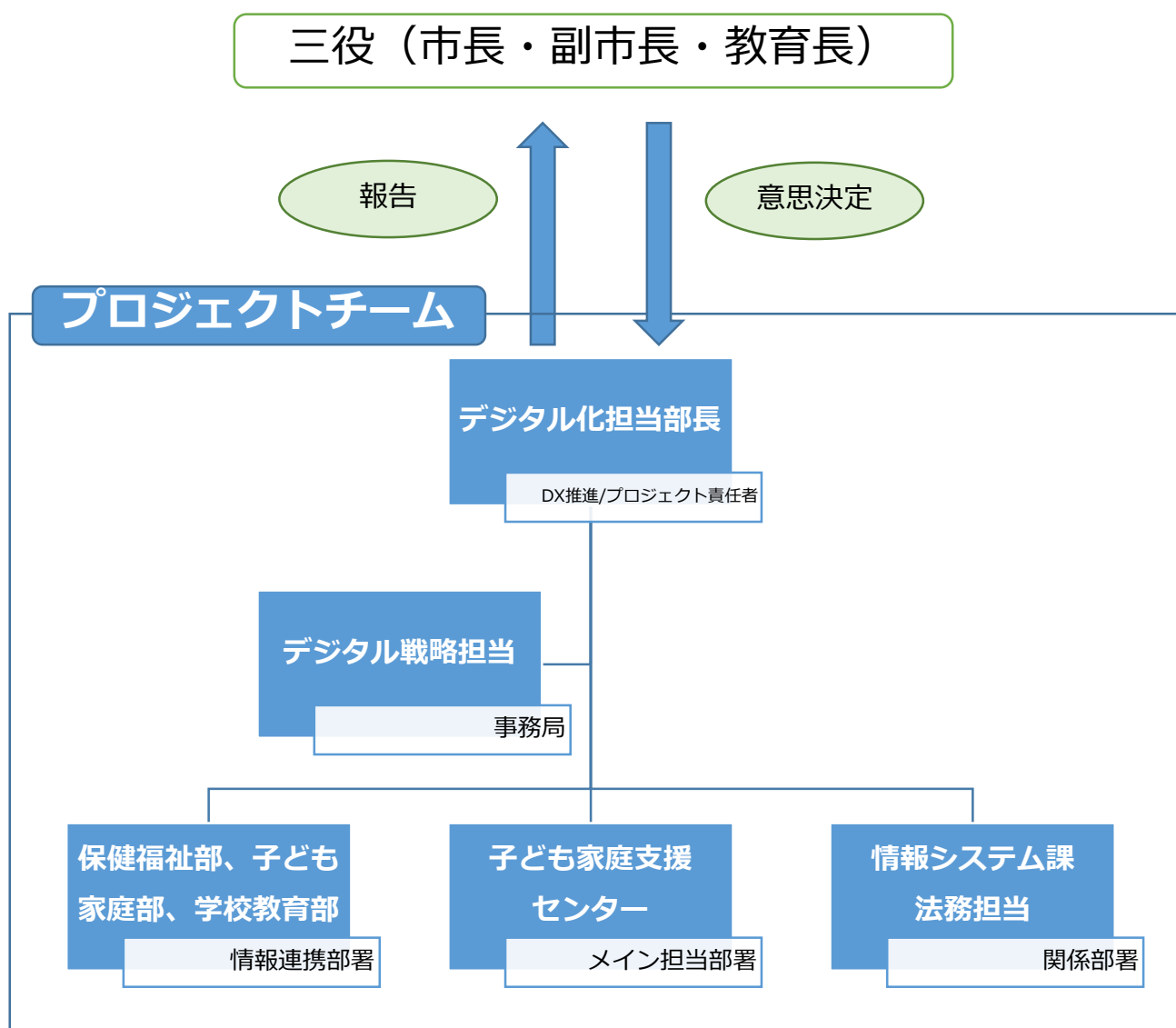
「こども総合相談システム」内で他機関からの子どもの情報を一元管理する。

その他の情報は既存のデータを使用することで、職員や関係機関の負担等を最小限にとどめる。

実証事業で連携するシステム運用事業者等、実証事業の実施体制



(11) データの利活用に係る倫理的な課題について検討する体制の検討状況



○データの利活用についての進め方

- 連携するデータ項目を整理
- 情報取得時の根拠法令の確認
- 利用目的の確認
- 目的外利用要件の確認
- 個人情報利用について庁内手続の確認
- 個人情報リスク評価（プライバシー影響評価：PIA）の実施可否の検討

個人情報関連の担当部署である法務担当、情報セキュリティ関連の担当部署である情報推進課を含めたプロジェクトチームを結成し、各課題の検討を実施。

## (12) 検証項目の検証方法

### ①必要なデータの洗い出し、紙ベースの情報のデジタル化

- こども相談総合システムを構築し、紙ベースの情報のデジタル化を検証する
- 仮説をたてながらデータ分析を行うことで、必要なデータの洗い出しを検証する

### ②データ連携のための体制の整備、データの保有主体やアクセスコントロール・個人情報の取扱いの整理

- 学校で使用している校務支援システムと連携することで、他機関のシステムとの連携を検証する
- プロジェクトチームを結成し、個人情報の取扱いやアクセスコントロール等について整理する

### ③データ連携のためのシステムの整備

- こども相談総合システムを構築することで他機関の子どもの相談情報を一元管理できるかを検証する

### ④当該システムを活用した具体的な支援事業の試行及び課題抽出

- データ分析の方法を検討し、日常業務の中で職員がデータを活用するために必要な知識の習得を検証
- 実データを使用して、支援を必要としている家庭や子どもの傾向分析を検証する
- 分析結果を基に自治体及び関係機関から対象者に対してのアプローチ方法について検討

## ⑤①～④の成果・課題を踏まえた、全国的な展開方針の検討

- 他自治体でも同様の手順で実施可能かについて考察
- 事業に費やした時間を算出し、職員及び関係機関職員の業務負担にならないような仕組みであることを検証

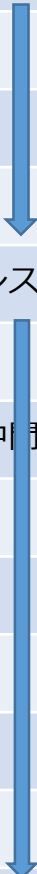
## ⑥その他

- 分析ツールについてAI分析の将来的な活用可能性について検討
- 各データを自動連携できる可能性（標準化対応後も含む）について検討



### 3 ステージゲート別詳細

#### (1) 全体スケジュール

2022年度		内容
5月	後半	デジタル庁検証受託事業者と昭島市システム運用事業者にて契約締結
6月	前半	昭島市システム運用事業者と昭島市にて協定等締結
	後半	データ連携のための庁内プロジェクトチームの結成
7月	前半	 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px;"> <p>【ゲート前】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象データの個人情報保護条例上の整理</li> <li>・目的内/外利用の整理</li> <li>・連携対象のデータ項目の特定</li> <li>・データ収集方法の決定</li> <li>・連携識別子の設計</li> <li>・アクセスコントロール</li> <li>・セキュリティ対策</li> </ul> </div>
	後半	
8月	前半	
	後半	システム実装
9月	前半	
	後半	中間報告
10月	前半	
	後半	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px;"> <p>【ゲート後】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども総合相談システム実装</li> <li>・分析/連携基盤の実装</li> <li>・校務支援システムからのデータ抽出</li> <li>・データクレンジング</li> </ul> </div>
	後半	
11月	前半	
	後半	
12月	前半	
	後半	システム稼働
1月	前半	分析の評価・プッシュ型支援の実現可能性の評価
	後半	全国的な展開方針に向けた課題等まとめ
2月	前半	報告書まとめ
	後半	
3月	上旬	成果報告

## (2) ステージゲート判定

判定項目		内容
実証に必要なデータが特定されているか	実証の目的が明らかになっているか	「2 事業の実施計画（1）実証事業に参加する理由 及び（2）実証事業で想定するモデルプラン」を参照
	取得・共有・分析するデータ項目が明らかになっているか	「2 事業の実施計画（3）実証事業で連携するデータ項目」をもとにプロジェクトチーム内で整理予定
データ連携のためのデジタル化が行われているか（クレンジング含む）	適当な識別子を設定するなどにより名寄せが可能か	「こどもID（仮称）」にて一元管理予定
入力されたデータの内容に品質の著しいばらつきがないか	機械的に連携・分析が可能なデータ形式となっているか	「こども総合相談システム」の導入及び「こどもID（仮称）」にて管理することで可能であるとする
データ連携の体制が明らかとなっているか	取得主体、取得方法、共有の相手方、共有方法が明らかか	「2 事業の実施計画（6）実証事業で連携するデータの取得方法及び管理主体」をもとにプロジェクトチーム内で整理予定
保有主体やアクセスコントロールは整理できているか	必要十分な者に対して必要十分な情報が共有・提供できるような設計になっているか	「2 事業の実施計画（7）実証事業で連携するデータの流通と制御」をもとにプロジェクトチーム内で整理予定
個人情報の取扱いや論理面の対応の在り方が適切に整理されているか	個人情報保護条例（R4における実証時点）、個人情報保護法（R5以降も継続使用とする場合）に照らして、適法にデータを利用するために、どのような整理をしているのか	プロジェクトチームにて検討
	法令のほか、住民からの懸念（例：「AIに人生を決められるのではないか」「幼少期の失敗や就職や成人後にも影響を及ぼすのではないか」など）に対しても適切に説明が可能か	プロジェクトチームにて検討
適切な効果検証ができるものとなっているか	結果をどのように測定し、どのように判断されれば効果があった・不十分であった、といった効果検証の想定が整理されているか	「2 事業の実施計画（12）検証項目の検証方法」を想定
転居等の整理がされているか	対象者が転出入した場合の手続を考慮しているか	プロジェクトチーム内で整理
	他団体でも導入しやすい汎用的なスキームであり、普及展開が見込めるようなものとして考慮されているか	プロジェクトチーム内で整理

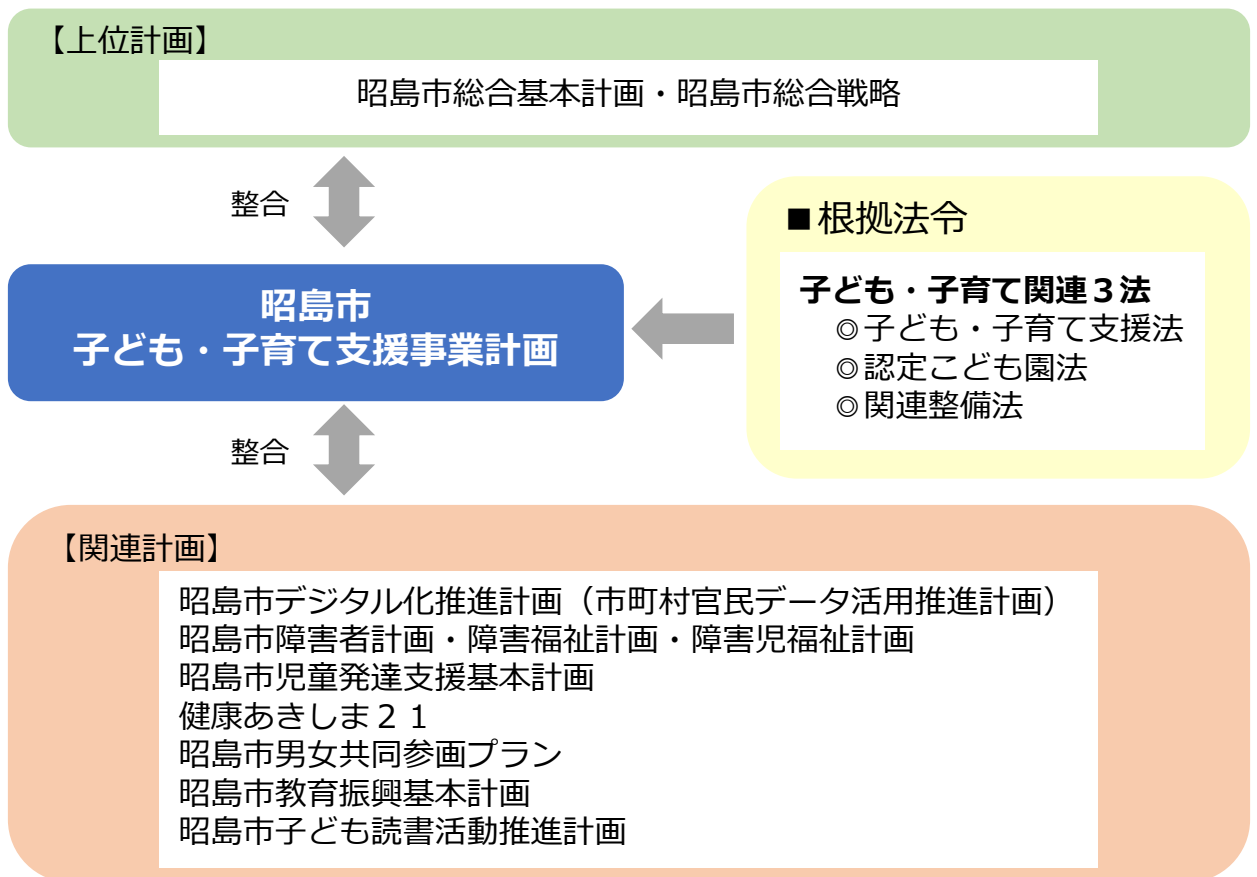
## 4 参考資料等

### (1) 各種計画

#### 昭島市子ども・子育て支援事業計画

##### ①計画の位置づけ

この計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、昭島市のこどもと子育て家庭を対象として市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたもので、令和2年3月に策定。



##### ②基本理念

**すべての子どもが輝き、未来を創るまち 昭島**

こどもの置かれている状況や子育てをめぐる環境はさまざまであることから、障害・疾病・虐待・貧困など社会的な支援の必要性が高いこどもも含めてすべてのこどもが将来の夢や希望を持ち、生存と発達が保障されこどもが輝き、その家族や家庭も輝ける状態につながってほしいという願いが込められている。

(1) 各種計画

③計画の展開

基本理念	基本方針	基本目標	施策の方向	
<p>すべての子どもが輝き、 未来を創るまち 昭島</p>	<p>すべての子どもの健やかな育ちを支える</p>	<p>子ども一人ひとりへの丁寧な支援の推進</p>	<p>すべての子どもが尊重される社会づくりの推進</p>	
			<p>要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進</p>	
		<p>子どもがいきいきと育つ教育環境づくり</p>	<p>教育・保育力の向上</p>	
			<p>次世代の親の育成</p>	
	<p>すべての子育て家庭を支える</p>	<p>仕事と子育てを両立しやすい社会づくり</p>	<p>子育て家庭を支援するサービスの提供・放課後児童健全育成事業の充実</p>	
			<p>仕事と子育ての両立の推進</p>	
			<p>男女の働き方の見直しと男女の子育て参加の促進</p>	
	<p>地域全体で子ども・子育てを応援する</p>	<p>親と子の健康を育む環境づくり</p>	<p>親と子の健康の維持・増進</p>	
			<p>地域ぐるみでの支援の充実</p>	<p>地域での子育て支援体制の整備</p>
				<p>安全・安心な子育て環境の整備</p>

## (2) 個人情報保護条例その他のデータ連携に関する関係規定

- ・昭島市個人情報保護条例（平成10年12月25日条例第37号）
- ・昭島市個人情報保護条例規則（平成11年9月30日規則第51号）
- ・データ取得時の根拠法令  
（データ項目も多く関係部署も多いため実証事業の中で確認する）

## (3) こどもや家庭に関するデータ項目

分類	一例
世帯に関する項目	出生数、合計特殊出生率、児童のいる世帯数、児童のいる世帯の種別、父母の有無、父母の就労状況、1世帯当たりの平均所得金額、生活保護世帯数、児童虐待相談処理件数 など
子育て事業の利用状況に関する項目	保育所・幼稚園・学童クラブ・子育てひろば等の利用状況、子育て短期支援事業の利用状況、養育支援訪問状況、支援状況、育児支援ヘルパー派遣状況 など
相談事業に関する項目	相談種別（虐待・いじめ・不登校・DVなど）、相談回数、相談内容 など
学校教育に関する項目	いじめの認知状況、不登校児童生徒、学力、出席状況、健康診断情報 など
健康状態に関する項目	乳幼児健診情報、各種講座への参加情報、予防接種情報、妊婦相談情報 など
障害に関する項目	障害児の状況、各種手当・サービスの利用状況、特別支援学校の状況 など
アンケート調査	父親の家事・子育ての参加状況、母親のストレス状況、相談相手の有無の状況 など

#### (4) こども等への支援事業、地域の取組等の概要

子ども等への支援事業は100事業以上あるため、抜粋して掲載。

施策分類	事業名	事業概要
人権尊重	スクールカウンセラーの配置	小・中学生が身近なところで不安や悩みについて気軽に相談できるスクールカウンセラーを配置。
	教室支援室の充実	不登校児童・生徒が自立に向かえるよう支援を行う。
児童虐待防止及び被虐待児や家庭等への支援	要保護児童対策地域協議会の充実	福祉関係者、教育委員会、学校、児童相談所、保健所、警察など関係機関が連携・協議し対応を図る。
	育児困難家庭への支援	育児に不安や困難をかかえる親を対象にすこやか親子講座や親子の会を実施。
	被害に遭った子どもの心のケア体制づくり	虐待などの被害に遭ったこどもの心のケアを実施。
	里親制度への支援	養育家庭、親族里親、養子縁組里親等の制度について児童相談所と連携を図る。
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭への手当等の助成	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成、インフルエンザ予防接種費用の助成等経済的な支援を行う。
	ひとり親家庭への手数料等の負担軽減	上下水道基本料金、ごみ処理手数料の減免、自転車盗駐輪場の使用量の減免等負担を軽減する。
	母子生活支援施設事業の実施	母子家庭を母子生活支援施設に入所させ、経済的自立と生活の安定を支援。
	ひとり親家庭相談事業の実施	母子自立支援員等による相談を実施。
	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの実施	一時的な病気などにより日常生活に著しく支障のあるひとり親家庭に家事等必要な支援を行う。
	母子・父子福祉資金貸付の実施	母子・父子家庭の方の経済的自立と生活意欲の助長を図り、各種資金の貸し付けを行う。
障害のある児童への支援	特別支援教育の推進	特別支援教育を全小・中学校に整備する
	障害のある児童・家庭への支援	在宅の児童を対象に児童デイサービス、就学前の児童を対象に児童発達支援、就学中の児童を対象に放課後等デイサービス、障害のある児童のいる家庭へホームヘルパーの派遣や短期入所事業の支援などを実施

施策分類	事業名	事業概要
幼児教育・保育の充実	教育・保育の無償化	国・都・市が連携し、幼児への教育・保育の無償化を実施。
	幼稚園における預かり保育の実施	幼稚園において通常教育時間終了後の園児の預かり保育事業を実施。
家庭教育への支援	家庭教育講座の開催	こどもの発達段階に応じた家庭教育のあり方、安心してこどもを育てることができる地域社会を学ぶための講座等を開催。
地域で支える教育への支援	地区委員会の支援	「青少年とともにあゆむ地区委員会」の活動を支援する。
	あいさつ運動の推進	地域・学校等を中心に行われている「あいさつ運動」を実施。
	青少年の主体性を育む活動の推進	企画から運営まで実行委員会の自主性を尊重する「青少年フェスティバル」を開催し、青少年の主体性を育む支援を実施。
	小学生リーダー講習会の実施	地域におけるジュニアリーダーを育成するための講習会を地区委員会とともに実施。
	スポーツ等を通じた子どもの健全育成	こどもの健康の維持・増進を図るため親子サッカー教室、体操教室、テニス教室などを実施。
企業への働きかけ	就労環境改善への働きかけ	子育て世代の就労環境の改善を図るため雇用機会の拡大、労働条件の向上、育児休業制度の普及や有休休暇取得の促進について国や都との連携を図りながら地元企業に働きかける。
	育児休業法の普及啓発	男女ともに利用しやすい休業制度等の仕組みの見直しを企業へ啓発する。
	企業主導型保育事業の促進	子育てしやすい環境を整えるため、勤務先へ保育室等の設置にかかる支援を実施。
	企業の地域への貢献の推進	商店街（企業）や商工会等のイベント開催時に授乳やおむつ交換の場所の設置等、子育て家庭が参加しやすい取組の働きかけを実施。
男女ともに子育てに参加するための支援	両親学級・母親学級への父親の参加の促進	父親にも育児の知識や技術を身に付ける機会を提供するため、両親学級・母親学級等への参加を促進。
	父親ハンドブックの配布	妊娠、出産、育児に対する心構え、協力の仕方等、父親向けの育児情報を提供する。
妊娠・出産・育児への一貫した支援	子育て世代包括支援センター事業	妊娠から出産、乳幼児期まで親と子の健康確保のため保健師による相談・支援を実施。
	妊娠・出産支援	にんしんSOS相談事業、妊娠届を提出した方全員との面談、継続支援が必要な方にはゆりかごあきしま面談等を実施。
	育児相談・心理相談事業の実施	保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が育児相談を実施。

施策分類	事業名	事業概要
地域の子育てへの支援	子ども家庭支援センター事業	子育てに関する相談、情報提供、各種サービスの提供と子育て家庭への支援や泣き声通報、面前DVなど先駆型センターへの対応を実施。
	子育てひろば事業の実施	子育て相談や育児講座、交流などを行う「子育てひろば」を実施。
	つどいのひろば事業の実施	主に3歳未満の乳幼児を持つ親の交流と、子育て相談もできるつどいの場を提供。
	子ども食堂への支援	地域のこどもへの食事や交流の場を定期的に提供している民間団体に対して、子ども食堂の活動を支援するため補助金を交付。
	子どもの学習支援事業の実施	こどもの学習や居場所づくりを支援するため、小学生から高校生までを対象に学習支援事業を実施。
子育て情報提供体制	子育て情報誌	子育て情報の提供、子育て家庭の支援のため、子育て情報誌を作成。
	子育て情報の発信	子育てに関する情報を広報やインターネットを活用して提供。あきしま子育てアプリにより、保護者が必要とする情報を提供。
	子育てライフ・サポート・リーフレット	子育て支援制度のうち、主に経済的支援制度、貸付制度や手数料の減免制度を掲載したリーフレットを作成し、学校や保育所等を通じて配布。
子育て支援のネットワーク	子育てグループの支援	子育てグループの育成と各種団体や関係者のネットワークづくりを支援。
	各種相談機関との連携	育児相談、児童相談、女性相談、こころと命の相談、子どものアレルギー相談など各種相談事業の実施と、保健師、児童相談所、女性センターなど関係機関との連携の強化を図る。
	多胎児のいる家庭への支援	多胎児を育児する保護者のサークルとの連携や多胎児の妊娠や出産、育児を行う保護者に悩みや困りごと、喜びを共有し健康の維持増進を図る。
子どもの居場所の確保	子ども向け講座の開催	アキシマエンシス等を利用し、こどもの学習機会の充実や居場所づくりを実施。
	図書館対応	市民図書館において、児童書コーナー、ティーンズコーナー及びインターネット閲覧コーナーを設けるほか、学習席及びグループ学習室等の環境を提供。
	公園、児童遊園等の整備	都市公園、児童遊園、子どもの広場などの整備・充実、健全で安全な遊び場の提供を実施し、老朽化した施設の修繕や建替えについて検討し、遊具等の安全点検を強化する。
子どもの安全確保	安全パトロールの推進	団体や地域の方々が行う交通安全運動やパトロール活動の推進・支援、青色パトローラーを運行。